【東部電設共済会加入資格】

１．当組合所属の組合員及びその家族並びに従業員、東部電設工業協同組合職員で15歳～65歳以下の方が新規加入できます。60歳以下の方は最高10口、65歳未満の方は最高5口まで加入が出来るものとします。65歳に達した2口以上加入の会員は1口に減口するものといたします。共済契約者が希望した場合、75歳まで継続加入することができます。

２．ご加入（増口）の際には、ご加入者の健康に関する簡単な告知をして頂きます＜友愛共済協同組合　共済加入申込書（兼告知書）＞。

【共済期間】

１．共済の共済期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。以後原則、自動的に更新致します。

２．共済期間の途中の中途加入者については、その中途加入日から直後に到来する3月31日までが初年度の共済期間となります。以後原則、自動的に更新致します。

【加入資格喪失の場合は】

１．組合脱退・退職などにより加入資格を喪失した場合は速やかに「脱退通知書（友愛共済協同組合）」をご提出ください。

２．締め切りを過ぎての手続きにつきましては掛金の返金は致しませんのでご了承ください。

【増口・減口は】

増口・減口は毎年4月1日のみ取扱います。

【加入申し込みは】

ご加入の手続きは、組合事務局にて取り扱います。

【掛金の税法上の取扱いは】

１．法人の場合、法人が従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。

２．個人事業主の場合、個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にはなりません。

【共済金の請求手続きは】

請求の手続きは組合事務局にご連絡ください（ご提出頂いた請求書類は組合事務局を経由して、共済加入団体である

友愛共済協同組合へ提出します）。

★申込み提出先

東部電設工業協同組合　事務局

電話：03-3633-9301

東部電設工業協同組合　厚生部

H27.2.1

東部電設「共済会」加入・増額のご案内

★東部電設共済制度が大きくリニューアルされました！

大幅な保障のアップ！

死亡保障が倍増！さらに、災害入院保障・災害障害保障の追加！

当組合の厚生事業の柱である共済会は、昭和39年互助会として発足以来、年々充実発展し、協同組合の理念である友愛精神、相互扶助の制度として組合員皆様のお役にたってまいりました。

ご承知のように、共済会はより多くの方が加入し、支え会うことによって成り立ちます。

本年度より、さらに多くの組合員の皆様に加入頂けるよう共済会制度の給付内容を大幅にリニューアル（改善）し、他に負けない最良の制度に致しました。

これを機により多くの皆様のご加入（新規加入・増額）をお待ちしております。

★保障が２倍、４倍！

現共済　　　　　　　　　　　　　　　　　新共済



※災害障害給付は障害の程度(1級～6級)によります。

【保障内容…最高10口まで加入できます！】



…　主な改善（加入1口につき）…

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| カイゼン | 旧共済制度 | 新共済制度 | 備考 |
| Ⅰ：給付内容Ⅱ：会費（月額）Ⅲ：運営委託　 | １．死亡弔慰金：50万円（病気死亡、災害死亡共通）300円生命保険会社 | １．病気死亡共済金：100万円２．災害死亡共済金：200万円３．病気高度障害金：100万円４．災害高度障害金：200万円５．災害障害共済金：10万円-70万円６．災害入院共済金：1,500円/1日400円友愛共済協同組合（共済認可法人） | ★　５０万円増額★１５０万円増額★　５０万円増額★新設★新設★新設H27.4.1変更 |

★その他の給付（傷病見舞金、火災見舞金、出産祝金、結婚祝金、新築祝金）は同様です。

★他制度、掛金（保険料）：比べてみてください！

※　東部電設共済制度（死亡・災害障害・災害入院）に係る月額共済掛金：1口400円。

※　東京都電気工事工業組合グループ共済制度（Ｈ27）（死亡・災害障害・災害入院）に係る月額保険料：１口730円。

　　満50歳までは20型（病気死亡2,000万円まで加入可）

※　全日本電気工事工業組合連合会グループ共済制度（Ｈ25）（死亡・災害障害・災害入院）に係る月額保険料1口：650円

　　満60歳までは20口（病気死亡2,000万円まで加入可）、Ｈ27年度以降の保険料は年齢群団方式を採用している

…　商工団体Ｔ生命共済　月額掛金（保険料）保険金額100万円（1口）　…

**※友**愛生命共済は年齢に関係のない「掛金一律方式」、商工団体Ｔ生命共済は各年齢ごとによる「年齢群団方式」（若年群団に比べ年齢が上がるほど保険料はアップする。商工団体Ｔは男性月額保険料）。